

条 例 案 の 概 要

議案第 7 3 号 幸手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正に伴う所要の改正

令和 6 年 1 2 月 2 日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、国民健康保険の資格喪失などにより被保険者証の返還を求める規定が削除されることから、条例で定める罰則規定の過料を処する者から「被保険者証の返還を求められてこれに応じない世帯主」を削除するもの

（第 2 9 条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7 4 号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所（C 型を除く。）及び事業所内保育事業所における職員（保育士・保育従事者）の配置基準を改正するもの

年齢区分	職員配置基準（児童：職員）	
	改正前	改正後
満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童	おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人	おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人
満 4 歳以上の児童	おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人	おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人

（第 2 9 条、第 3 1 条、第 4 4 条及び第 4 7 条関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 7 5 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴う所要の改正

(1) 特定教育・保育施設における重要事項の掲示方法の追加

運営規程の概要等の重要事項について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供することを義務付けるもの

（第 2 3 条関係）

(2) 電磁的記録の記録媒体に係る文言の整理

特定教育・保育施設等が電磁的方法により提供できる電磁的記録の記録媒体の種類を限定しない形の文言に整理するもの

改正前	改正後
<u>磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル</u>	<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイル</u>

（第 5 3 条関係）

2 施行期日
公布の日

議案第 76 号 幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例

1 内 容

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するもの

主な資格要件	現行	改正内容
実務経験の年数に算入できる分野	【布設工事監督者及び水道技術管理者】 水道に関する実務経験のみ対象	【布設工事監督者の資格要件に追加】 水道以外に、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験についても対象とし、年数に含めるもの
学歴及び学科要件	【布設工事監督者】 土木工学科（土木科）のみ考慮	【布設工事監督者の資格要件に追加】 土木工学科（土木科）以外に、機械工学科（機械科）・電気工学科（電気科）の課程を追加
国家資格（技術士：上下水道部門）	布設工事監督者のみ要件	水道技術管理者の資格要件にも追加
国家資格（1級土木施工管理技士）	規定なし	布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件として新たに追加

（第 42 条及び第 43 条関係）

2 施行期日
令和 7 年 4 月 1 日